

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年 5 月 8 日

**【ファンド名】** ザ・リンク・リアル・エステート・インベストメント・トラスト  
(The Link Real Estate Investment Trust)

**【発行者名】** ザ・リンク・マネジメント・リミテッド  
(The Link Management Limited)

**【代表者の役職氏名】** 最高経営責任者兼執行取締役  
ジョージ・クォク・ルン・ホンチョイ  
(George Kwok Lung HONGCHOY, CEO and Executive Director)

**【本店の所在の場所】** 香港、カオルーン、クアン・トン、ハウ・ミン・ストリート100、  
ランドマーク・イースト、アクサ・タワー 33階  
(33/F., AXA Tower, Landmark East, 100 How Ming Street, Kwon  
Tong, Kowloon, Hong Kong)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三 原 秀 哲

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 鈴 木 雅 博

**【連絡場所】** 東京都千代田区紀尾井町 3 番12号 紀尾井町ビル  
長島・大野・常松法律事務所

**【電話番号】** 03-3288-7000

**【縦覧に供する場所】** 該当なし

## 1【提出理由】

ザ・リンク・リアル・エステート・インベストメント・トラスト(以下「本ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり投資方針に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### イ. 変更の内容についての概要

2012年7月25日に本ファンドの受益証券保有者(以下「本受益証券保有者」といいます。)により承認された本ファンドの投資戦略の資産クラスに従い、本ファンドは、香港においてのみ、継続的に収益をもたらす非住宅用不動産のすべての種類(一戸建て不動産および総合型多目的開発(主に商業施設で構成されます。))を含むがこれに限定されません。ただし、いかなる場合もホテルおよびサービス・アパートメントを除きます。)に投資することが可能です。しかし、2014年2月18日に開催された本受益証券保有者の臨時総会における特別決議の方法による本受益証券保有者の承認に従い、本ファンドが今や香港及びその他の外国法域の双方において同様の不動産の資産クラスに柔軟に投資するため、本ファンドの投資戦略の地理的範囲は香港以外に拡大されました。

### ロ. 当該変更の年月日

2014年2月18日